

神奈川県都市計画審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、会議の2週間前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、議案については3日前までに送付するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会は、公開とする。ただし、別に定める場合には、非公開とすることができる。

2 前項ただし書に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(会長の任期)

第4条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理出席)

第5条 神奈川県都市計画審議会条例（昭和44年神奈川県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号、第3号及び第5号の委員は、事故により会議に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、その代理人にその職務を行わせることができる。

2 臨時委員の代理出席については、前項の規定を準用する。

(議場の秩序保持)

第6条 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(議事録)

第7条 会長は、議事録を作成し、これを保持しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職氏名
- (4) 議事経過
- (5) その他議長が必要と認めた事項

3 議事録には、議長及び議長が指名した議事録の署名委員2人が署名するものとする。

(専門委員等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会にはかり、専門委員等の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年6月5日から施行する。